

各介護サービス事業者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課

「介護サービス情報の公表」の実施について

情報公表制度の実施にあたっては、次の点についてご留意ください。

1 調査票提出について

調査票提出等の事務手続きは、【4 問合せ】（P. 2）の川崎市指定情報公表センターホームページを活用し、期日までに完了してください。

2 訪問調査について

（1）調査の実施対象

別添『「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項』の P. 13～14「公表・調査対象等について」のとおりです。

（2）調査日の予約

川崎市指定情報公表センターホームページの「調査日予約システム」を利用して調査日を予約することができます。（計画通知書に記載してある「調査日の予約期間」内に予約してください。）

（3）調査の免除について

別添『「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項』の P. 13～14「公表・調査対象等について」のとおりとなります。

対象となっていて調査の免除を希望される場合は、下記 URL(オンライン手続きかわさき)にアクセスし、電子申請により申出書を期日までにご提出ください。

【URL】（訪問調査免除申出書） https://logoform.jp/form/FUQz/192688
--

※免除申出書の提出期限は計画通知書に記載のとおりです。期限を過ぎた申請は受付られませんのでご注意ください。

※申出書を提出した場合は、免除可否についての結果通知があるまで、調査手数料を振込まないでください。

3 手数料について

（1）納付方法等

納入通知書により、必ず期限内に納付ください。

詳細については、別添『「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項等について』の P. 4～5 をご覧ください。

（2）訪問調査を行わない場合の取り扱い

訪問調査を行わない事業所にあっても、基本情報及び運営情報の公表事務に関する情報公表手数料は必要となります。

なお、今年度中に廃止を予定している事業所については、下記 URL(オンライン手続きかわさき)にアクセスし、電子申請により申出書を早急にご提出ください。

【URL】（休廃止申出書） https://logoform.jp/form/FUQz/193421

4 問合せ

◆スケジュール、基本情報及び運営情報調査票の作成、提出方法、システム介護サービス情報公表システムに関すること等

※お問合せ、お電話の前に公表センターホームページ内のQ & Aをご確認ください。

川崎市指定情報公表センター（公益社団法人かながわ福祉サービス振興会）

TEL 045-227-5690（ 平日 9 : 00～17 : 00 ） FAX 045-227-5691

ホームページ https://center.rakuraku.or.jp/service_office/kawasaki/index.html

◆調査日程、予約、調査全般に関すること等

調査を担当する川崎市指定調査機関については「計画通知書」に記載されていますので、ご確認のうえ、当該調査機関にお問い合わせください。

◆市通知の内容、調査事務に関する費用の納付、公表手数料、調査手数料、支払用紙の紛失等による再発行依頼等

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課管理係

TEL 044-200-2678（ 平日 8:30～12 : 00 ・ 13 : 00～17 : 15 ） FAX 044-200-3926